

# 競技規則（2008～2009）改訂資料

2008年8月30日  
(社) 全日本アーチェリー連盟  
競技部

## ◎競技規則の変更点

### 1. 第1部 総則

#### 第2章 競技

##### 第103条 競技種目 (p 7)

- ・ 「アカデミックラウンド」 : 追記

##### 第105条 部門 (p 9)

- ・ 7項 「コンパウンド・フライト・ボウ  
「コンパウンド・ターゲット・ボウ」 : 追記

##### 第106条 アウトドアターゲットラウンド

- ・ ～、50m (キャデット女子以外)、40m、30m～ : 表現変更 (p 9)
- ・ 4項 (4) ～、チームは3射 (1人1射) した後 : 追記 (p 10)

##### 第107条 インドアターゲットラウンド

- ・ 5項 (4) 交互射ちでは、チームは3射 (1人1射) した後、相手チームと交代する : 追記 (p 19)

##### 第108条 フィールドラウンド (p 24)

- ・ 6項 (3) (準決勝戦、メダルマッチ : 決勝戦及び3位決定戦) : 表現変更
- ・ 準決勝戦の行射順番の変更 (p 25)  
旧 : 通常のローテーションで行う  
新 : 準決勝戦は2位の競技者と3位の競技者の対戦が常に先に行射する。それに続き1位の競技者と4位の競技者の対戦を行う。
- ・ 決勝戦の行射順番の変更 (p 25)  
旧 : 決勝戦および3位決定戦では、決勝戦のマッチが最初に行射する。ただし最後の標的では、3位決定戦のマッチを行って得点を記録し、3位決定後、決勝戦のマッチを行う。  
新 : メダルマッチ (決勝戦および3位決定戦) では、3位決定戦のマッチがすべての標的で最初に行射する。最終標的では3位決定戦のマッチを行って得点を記録し、3位決定後、決勝戦のマッチを行う。
- ・ 6項 (4) ～選手構成に関しては、当該チームの監督に付託される。 : 追記  
予選と決勝戦では選手構成は変更できる。(当然各種別1名)
- ・ p 27 決勝ラウンド・メダルマッチ [決勝戦組合せ] : 注記変更  
全ての標的で常に「3位決定戦」を先に行う。  
最終ポストでは3位決定戦を行った後で、決勝戦を行う。
- ・ p 28 アンマークドコースのユニット : FITA 競技規則記載

(FITA: 世界選手権等では標的の数は3ではなく2~4となっている)

第110条 クラウトラウンド (p 31)

- ・ リカーブ男子は165m、リカーブ女子は125m、コンパウンド男子は185m、コンパウンド女子は165m : 追記

第3章 競技会

第116条 服装規定 (p 36)

- ・ 1項 (男女の各デザイン、色彩は同一でなくてもよい) : 団体の場合追記
- ・ 3項 常にスポーツ靴~ : 追記
- ・ 5項 (FITA:世界選手権、オリンピック競技会では、競技者は、背中の上部に横書きで自分の名前を、その下に国名(又は国コード)を付けなくてはならない。ゼッケンは競技者のクィーバー又は太腿の、目に付きやすい位置につける。) :FITA 競技規則記載(日本国内では許されない)

第4章 記録の管理

第117条 記録の種類 (p 37) 以下の4種類はすべて削除

- ・ 個人戦のオリンピックラウンドの決勝ラウンドの合計(36射)
- ・ 団体戦のオリンピックラウンドの決勝ラウンドの合計(2回×24射)
- ・ 個人戦のインドアマッチラウンドの決勝ラウンドの合計(36射)
- ・ 団体戦のインドアマッチラウンドの決勝ラウンドの合計(2回×24射)

2. 第2部 アウトドア ターゲット アーチェリー ラウンド

第201条 競技場のレイアウト

- ・ 4項 ~3個、4個使用の時は、同一の高さにある的と的の間を最低10cmあける。: マルチ標的面の貼り方改訂(p 41) これに伴い(p 43) 図も変更
- ・ 13項 ~シューティングラインの手前1mの位置に、明瞭なラインを設ける。(FITAでは幅は3cm以上と明記されている) : 追記(p 45)
- ・ 14項 ~団体戦では1mラインの手前に、3競技者およびその用具が収容できる広さの競技者エリアが、さらにその手前にコーチエリアが設置される。広さに余裕があれば、両チームの間に小さな審判員エリアも設置する。 : 追記(p 45)

(団体戦はオルタネイト: 交互行射の場合を想定しているようです)  
p 49の団体レイアウト図は参考として掲載します。

第203条 競技場の設備

- ・ 1項 (3) 標的面の許容誤差 (p 53)  
旧: 得点帯 7~1点 3mm  
新: 得点帯 7~1点 2mm
- ・ 4項 (2) 文字の大きさは、金競技者が : 追記(p 55)
- ・ 4項 (8) ~標的の近く(おおよそ5.5/6.5mの距離)にブラインドが設置される。: 追記(FITAに準拠)(p 55)

・ 4項 (9) (p 55)

旧：標的付近の得点記録員、またはシューティングライン上の競技者が審判員を呼ぶための旗。：削除 これにより用具故障他時の選手の対応が変更となる。

詳細は後記参照 (第209条3項(3)、第210条14項(1)、(2))

新：会場の吹き流し。吹き流しは、競技場の両脇、および競技場が左右に分かれる場合はその中間に1個を設置する。吹き流しの位置は、地上2.5mから3.5mとする。：追記

第205条 リカーブ部門の用具の通則 (p 58)

- ・ 9項 ただしスコープの最高位置は脇の下の高さを超えないように調節しなくてはならない。：追記

第206条 コンパウンド部門の用具の通則 (p 60)

- ・ 9項 ただしスコープの最高位置は脇の下の高さを越えないように調節しなくてはならない。：追記

第208条 行射 (p 62)

- ・ 2項 (12) 手持ちの双眼鏡又は3脚付きスコープ～ただしスコープの最高位置は脇の下の高さを超えないように調節しなくてはならない。：追記  
(FITAでは本項削除ですが、日本では参考で記載)

これにより監督、コーチも手持以外のスコープが使用可能となった

第209条 立順および行射時間管理

- ・ 3項 (3) 車椅子競技者等の行射終了の合図変更 (p 64)  
旧：その場合弓を膝の上に置くことによって行射を終了したものとする。  
新：その場合、頭上に手を挙げることによって行射を終了したものとする。
- ・ 3項 (5) 交互射ちでは、同一チームの競技者は1射して交代しなくてはならない。すなわち各競技者が1射(チームで3射)して、相手チームと交代する。：団体交互射ちの場合追記 (p 64)
- ・ 10項～得点が表示された後：交互射ちの交代タイミング：追記 (p 66)  
ただし、2射目以降は、音響信号を略することができる。：追記  
旧：2マッチ以上の交互射ちが、同一フィールドで同時に行われる場合、マッチ開始時を除き、個別のシューティング開始を告げる信号音は発しない。：全文削除

第210条 得点記録

- ・ 6項 0点はスコアカードにM(ミス)と記録する。：追記 (p 67)

スコアカードには「0」点の記載はなくなった。

跳ね返り矢、ぶらさがり矢の時の選手の対応 (p 68)

前記第203条4項(9)「競技者が審判員を呼ぶための旗」が削除されたことによる対応の変更

- ・ 14項 (1) a～審判員を呼ぶ。：前記第203条(9)「審判を呼ぶための旗」が削除されたことによる審判を呼ぶ勤作が規定された。(p 68)

- ・ 14項 (1) b～審判員を呼ぶ。：前記第203条(9)「審判を呼ぶための旗」が削除されたことによる審判を呼ぶ動作が規定された。(p68)
  - ・ 14項 (2) ～審判を呼ぶ。：前記第203条(9)「審判を呼ぶための旗」が削除されたことによる審判を呼ぶ動作が規定された。(p68)
  - ・ 18項 公式の得点記録員がいない競技会で競技者自身が採点する場合、スコアカードにサインすることは競技者が合計点、10点数、X点数に同意したことを意味する。主催者は、サイン(競技者、採点者)、合計点、10点数、X点数の記入のないスコアカードは受取を拒否できる。  
すべての決勝ラウンドでは、スコアカードは両競技者がサインすることにより、両競技者またはエージェントが、素点、合計点、10点数、X点数及びそのマッチの勝敗に同意したことを意味する。：追記  
 サインの意味の基本は矢の得点(素点)に同意したことを示す。  
 : しかし公式得点記録員がいない場、競技者が合計点、10点数、X点数に同意したことを意味する。(マッチ戦の場合は勝敗に同意したことも意味する)日本国内での競技会のほとんどがこれに該当となる。(p69)
  - ・ 19項 (2) 行射の順番 交互射ちでは、そのマッチを先に行射した競技者が、シュートオフでは先に行射する。：シュートオフでの順序：追記
  - ・ 19項 (2) e～同時射ちでは40秒、交互射ちでは30秒とする。：追記
  - ・ 19項 (2) 団体戦のとき (p70)  
行射の順番 交互射ちでは、そのマッチを先に行射したチームが、シュートオフでは先に行射する。チーム間の交代は、チームが3射したら、相手チームと交代する。：団体戦でのシュートオフの順序：追記
  - ・ 19項 (2) 団体戦のとき e 団体戦 (マッチ戦)：追記
- 第2 1 1条 行射の管理と安全
- ・ 6項 競技場内でDOSにより練習時間終了を告げられた後(練習矢が抜かれた後)または競技会の各距離の間、およびラウンドの間の休憩中に矢をつがえて弓を引き、発射したときには、次のエンドの最高得点が削除される。  
 この違反は、審判員がレッドカードを挙げる事で通告される。  
 : 練習時間での時間外発射の対象が規定された。：追記 (p71)  
 そのエンドの最高点が削除される。：表現統一 (旧：失う)
  - ・ 7項 ただし、車椅子競技者等はシューティングライン上に残ってもよい。  
 : 車椅子競技者の場合を追記 (p72)
  - ・ 12項 ～引く時及び引き戻すとき、～引き方、戻し方をしてはならない。  
 : 安全のための注意：追記 (p72)
  - ・ 13項 ～それに面した場所で喫煙してはならない。：追記 (p72)
- 第2 1 2条 疑義・抗議・異議の申立
- ・ 1項 スコアカードの記載の間違いの訂正  
 旧：～ただし、訂正は、矢を抜き取る前に審判員が確認しスコアカードにサイン

しなければならない。

- 新：矢が標的から抜かれる前に発見されたスコアカードの記載の間違いは、その標的のすべての競技者が同意すれば訂正することができる。訂正は、その標的のすべての競技者が確認し、スコアカードにサインしなければならない。  
：選手全員のサインをすることにより記載ミスは訂正が出来る（p 7 2）
- ・ 5 項 団体戦で、審判がイエローカードを提示した判定は、最終決定となる。  
：追記（p 7 3）

### 3. 第3部 インドア ターゲット アーチェリー ラウンド

#### 第301条 競技場のレイアウト

- ・ 4 項 標的面の中心の高さの誤差は±5 cmとする。：誤記訂正  
縦三つ目標的を水平に使用する場合（団体戦のシュートオフ）、床から中心までの距離を130 cmとする。：団体戦シュートオフ用標的（水平貼り）：追記（p 7 8）これにより p 7 9 図追加
- ・ 5 項 「的番」表示と競技者のスペース規定（p 8 1）：追記  
旧：シューティングライン上の各標的の中心に対応する位置に印が付けられる。ただし、このシューティングライン上の印は省略することができる。  
新：各標的に対応するシューティングライン上に印が付けられ、標的番号に対応する番号板をシューティングライン前方1～2 mの間に設置する。  
2名またはそれ以上の競技者が同じ標的を同時に行射する場合は、シューティングライン上に行参する位置の印が付けられ、1競技者について最低80センチの間隔が確保されなければならない、なお車椅子競技者の参加がある場合、要望があればその間隔を考慮しなければならない。
- ・ 1 1 項 ～シューティングラインの手前1 mの位置に、明瞭なラインを設ける。  
（FITA では幅は、3 cm以上と明記されている）：表現訂正（旧：前方）
- ・ 1 2 項 ～1 mラインの手前に、3競技者およびその用具が収容できる広さの競技者エリアが、さらにその手前にコーチエリアが設置される。広さに余裕があれば、両チームの中間に小さな審判員エリアも設置する。：追記  
（団体戦はオルタネイト：交互行射の場合を想定しているようです）  
p 8 2の団体レイアウト図は参考として掲載します。

#### 第302条 競技場の設備

- ・ 1 項 (3) 標的面の許容誤差（p 8 4）  
旧：得点帯 7～1点 3 mm  
新：得点帯 7～1点 2 mm  
コンパウンド部門：「インナー10」以内が10点と採点され、他の黄色帯は9点と採点される。：注記追記
- ・ 4 項 (2) ～文字の大きさは、全競技者が：追記（p 8 6）
- ・ 4 項 (2) ～上位5位まで：旧 8位から訂正

- ・ 4項 (5) ～競技者の氏名又はゼッケン番号 : 追記 (p 86)
- ・ 4項 (6) 得点表示装置数字の大きさ 20→25 cmへ (アウトドアと共通)
- ・ 4項 旧 (7) : 標的付近の得点記録員、またはシューティングライン上の競技者が審判員を呼ぶための旗。: 全文削除  
これにより用具故障他時の選手の対応が変更となる。  
詳細は後記参照 (第308条17項 (p 96)、第309条12項 (1)、(2))

・ 4項 (8) 拡声装置及び無線通信装置。: 追記

第304条 リカーブ部門の用具の通則 (p 89)

- ・ 9項 ただしスコープの最高位置は脇の下の高さを超えないように調節しなくてはならない。 : 追記

第305条 コンパウンド部門の用具の通則 (p 91)

- ・ 9項 ただしスコープの最高位置は脇の下の高さを超えないように調節しなくてはならない。 : 追記

第307条 行射 (p 92)

- ・ 5項 ～チームが行射している場合には、監督は、コーチボックスのみでコーチすることができ競技者が行射中、手持ちの双眼鏡又は3脚付きスコープを使用してもよい。ただしスコープの最高位置は脇の下の高さを超えないように調節しなくてはならない。 : 追記 (2006年度未記載)  
(FITA では本項削除ですが、日本では参考で記載)

これにより監督、コーチも手持以外のスコープが使用可能となった

第308条 立順および行射時間管理 (p 94)

- ・ 8項 (2) 交互射ちでは。同一チームの競技者は1射して交代しなくてはならない。すなわち各競技者が1射 (チームで3射) して、相手チームと交代する。 : 団体交互射ちの場合追記 (p 94)
- ・ 8項 (5) 車椅子競技者等の行射終了の合図変更 (p 94)  
旧 : その場合弓を膝の上に置くことによって行射を終了したものとする。  
新 : その場合、頭上に手を挙げることによって行射を終了したものとする。
- ・ 14項 ～本条第12項に規定している : 誤記訂正
- ・ 15項 1射され得点が表示されと : 交互射ちの交代タイミング : 追記 (p 96)  
ただし、2射目以降は、音響信号を略することができる。 : 追記

第309条 得点記録

- ・ 3項 0点はスコアカードにM (ミス) と記録する。 : 追記 (p 67)  
スコアカードには「0」点の記載はなくなった。

眺ね返り矢、ぶらさがり矢の時の選手の対応 (p 98)

前記第302条4項 (7) [競技者が審判員を呼ぶための旗] が削除されたことによる対応の変更

- ・ 12項 (1) a ～審判員を呼ぶ。 : 審判を呼ぶ動作が規定された。(p 98)
- ・ 12項 (1) b ～審判員を呼ぶ。 : 審判を呼ぶ動作が規定された。(p 98)

- ・ 1 2 項 (2) ～審判員を呼ぶ。： 審判を呼ぶ動作が規定された。(p 9 8)
- ・ 1 6 項 得点記録員がいない競技会で競技者自身が採点する場合、スコアカードにサインすることは競技者が合計点、10 点数、9 点数に同意したことを意味する。  
主催者は、サイン (競技者、採点者)、合計点、10 点数、9 点数の記入のないスコアカードは受取を拒否できる。  
すべての決勝ラウンドでは、スコアカードは両競技者がサインすることにより、両競技者またはエージェントが、素点、合計点、10 点数、9 点数及びそのマッチの勝敗に同意したことを意味する。  
得点記録員および競技者は、スコアカードへの完全なる記入 (10 点数、9 点数、合計点、サイン) の責任を負う。スコアカードの何らかの欠落事項は、順位に存在しないもの (0) とみなされる。： 追記 (p 9 9)  
 : サインの意味の基本は矢の得点 (素点) に同意したことを示す。  
 しかし公式得点記録員がいない場合、競技者が合計点、10 点数、9 点数に同意したことを意味する。(マッチ戦の場合は勝敗に同意したことも意味する) 日本国内での競技会のほとんどがこれに該当となる。(p 9 9)
- ・ 1 7 項 (2) ～予選ラウンド： 表現訂正 (旧：クオリフィケーションラウンド) タイブレイクの順位決定 (シュートオフ)
  - 個人戦の時
    - a 行射の順番： 交互射ちでは、そのマッチを先に行射した競技者が、シュートオフでは先に行射する。： 追記 (p 1 0 0)
    - e 個人戦のシュートオフの制限時間は、同時射ちでは 4 0 秒、交互射ちでは 3 0 秒とする。： 交互射ち時追記
  - 団体戦の時
    - a 団体戦のシュートオフは、縦三つ目標的を水平に設置するか、三角三つ目標的を設置する。縦三つ目標的の場合 (水平設置)、チームの競技者は、各自どこの中心を射つか選択する。三角三つ目標的面を使用する場合、各チームの競技者は、各 1 中心を射つ。行射の順番： 交互射ちでは、そのマッチを先に行射した競技者が、シュートオフでは先に行射する。チーム間の交代は、チームが 3 射したら、相手チームと交代する。  
 : 縦三つ目標的の水平貼り： 追記 これにより p 7 9 図変更
    - e 団体戦 (マッチ戦) のシュートオフの制限時間は、1 分とする。： 追記 (p 1 0 1)

### 第 3 1 0 条 行射の管理と安全

- ・ 6 項 競技場内でDOSにより練習時間終了を告げられた後 (練習矢が抜かれた後) または競技会の各距離の間、およびラウンドの間の休憩中に矢をつがえて弓を引き、発射したときには、次のエンドの最高得点が削除される。  
 この違反は、審判員がレッドカードを挙げる事で通告される。  
 : 練習時間での時間外発射の対象が規定された。： 追記 (p 1 0 1)

(場合によって3射または6射)：誤記訂正

- ・ 7項 ただし、車椅子競技者等はシューティングライン上に残ってもよい。  
：車椅子競技者の場合を追記 (p 1 0 2)
- ・ 1 1 項 ～引く時及び引き戻すとき、～引き方、戻し方をしてはならない。  
：安全のための注意：追記 (p 1 0 2)
- ・ 1 2 項 ～それに面した場所で喫煙してはならない。：表現変更 (旧 その前方)  
(p 1 0 2)

### 第3 1 1 条 疑義・抗議・異議の中立

- ・ 1 項 スコアカードの記載の間違いの訂正  
旧：～ただし、訂正は、矢を抜き取る前に審判員が確認しスコアカードにサインしなければならない。  
新：矢が標的から抜かれる前に発見されたスコアカードの記載の間違いは、その標的のすべての競技者が同意すれば訂正することができる。訂正は、その標的のすべての競技者が確認し、スコアカードにサインしなければならない。  
：選手全員のサインをすることにより記載ミスは訂正が出来る (p 7 2)
- ・ 5 項 団体戦で、審判がイエローカードを提示した判定は、最終決定となる。  
：追記 (p 1 0 2)

## 4. 第4部 フィールド アーチェリー ラウンド

### 第4 0 1 条 競技場のレイアウト

- ・ 4 項 ・ペアボウ部門、キャデット・リカーブ部門およびキャデット・コンパウンド部門は青色  
・リカーブ部門およびコンパウンド部門は赤色  
・キャデット・ペアボウ部門は黄色：キャデット部門追記 (p 1 0 7)

### 第4 0 3 条 競技場の設備

- ・ 1 項 ～黄色帯は2つの得点帯に分けられる。内側得点帯は6点と採点され、外側得点帯は5点と採点される。この2つの得点帯は、太さ1mm以下の黒線で分割される。：今までのインナー5 (X) は6点となった。最高得点変更。これにより (p 1 1 1) の標的面の表が訂正となった。

### 第4 0 7 条 ペア部門の用具の通則

- ・ 1 項 エイミングの助けとなるサイト、ボウ上のサイトマークは許可されない。  
：ポウ (ハンドル) のフェース側のマークは禁止 (距離測定に利用可)：追記

### 第4 1 0 条 立順および行射時間の管理

- ・ 9 項 ～行射可能になるとすぐにポストに入ることが求められ、計測はポストに入ったと同時に開始する。：時間計測開始のタイミング規定  
～口頭で注意を与え、この警告の確認のため、スコアカードに警告の日、時間を記して署名する。：追記、一部表現変更 (p 1 2 1)
- ・ 1 1 項 決勝ラウンドの行射時間の変更：4分→3分へ



決勝ラウンドの準決勝戦および決勝戦では、審判員は競技者グループに同行し、行射の開始と終了を口頭で伝える。3分の時間の残り30秒の時点で、審判員はイエローカードを示して警告を与える（口頭でも警告する）。3分を経過した後の発射は許されず、審判員はその競技者の行射を中止させる（p 1 2 1）

- ・ 1 2 項 団体戦の制限時間 制限時間は3分。団体マッチ戦では審判員は、チームの最初の競技者が待機場所から離れた時に計測を開始する。：追記

#### 第4 1 1 条 得点記録

- ・ 1 項 的中孔の全てに印をつけ終わるまで、そのグループの競技者は的前を離れてはならない。：追記（p 1 2 2）
- ・ 6 項 0点はスコアカードにM（ミス）と記録される。：追記（p 1 2 2）
- ・ 1 2 項 タイブレイク（同点順位判定）  
個人戦及び団体戦の時
  - a 5点および6点の数の最も多いもの。
  - b 6点の数の最も多いもの。
  - c これでもまだ同点の場合、同順位とする。：最高点変更（6点）（p 1 2 3）
- ・ 1 2 項（2）（5点数、6点数を考慮しない）：Xから6点へ（p 1 2 3）
  - d 個人戦のシュートオフの制限時間は、60秒とする。時間変更
  - e 団体戦のシュートオフの制限時間は、3分とする。（p 1 2 4）
- ・ 1 4 項 スコアカードに得点記録員と競技者がサインすることによって、競技者がそれぞれの矢の得点（素点）、合計点、5点数、6数に同意したことを示す。主催者は合計点、5点数、6点数の未記入のスコアカードは受取を拒否できる。：点数変更（p 1 2 4）

#### 第4 1 2 条 行射の管理と安全

- ・ 1 2 項 ～引く時及び引き戻すとき、～引き方、戻し方をしてはならない。  
：安全のための注意：追記（p 1 2 5）

### 5. 第5部 その他のアーチェリーラウンド

- ・ アカデミックラウンド：追記

### 6. 第6部 付則

#### 第6 0 3 条 施行

- ・ 本競技規則は、平成20年10月1日から施行する。：日付変更
- ・ 平成20年10月 1日 改訂施行：目付変更（p 1 3 1）

### 7. 競技者規程（p 1 3 3）

- ・ 最新版を記載：平成20年 4月 1日 改定増補：改訂

8. ドーピング防止規則：全面改訂（p 139～p 188）
- ・アンチ・ドーピング規則からドーピング防止規則へ
9. 公認審判員規程（p 189）
- 第6条 審査及び認定
- ・8項 その他 理事会で相当と認められた者には認定を与えることがある。：追記（p 192）
- 第8条 認定
- ・4項 その他 理事会で相当と認められた者には更新を許可することがある。：追記（p 192）
- 第15条 施行
- ・平成20年 7月 1日 改定増補：日付変更

以上